

令和8年度寒河江市さくらんぼ産地育成支援事業 (さくらんぼ改植支援事業、苗木導入支援事業、さくらんぼ生産組織支援) 費補助金

市内在住の農業者に、さくらんぼの改植事業、苗木の導入に係る事業および紅秀峰のブランド力向上に向けた研修等の取組に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

事業区分	対象者	対象経費等	補助率
改植支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業者 ・ 農業法人 ・ 農業者の組織する団体 (3戸以上で組織し、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めのあるもの) 	2アール以上の園地で改植する場合の、伐採・抜根・深耕・整地・土壌改良・植栽等に要する経費	対象経費の2分の1 (10アール当たり300,000円を対象事業費限度額とする。)
苗木導入支援事業		さくらんぼの苗木の購入に要する経費 ※ただし、国の果樹経営支援対策事業等の補助該当者は除くものとする。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 紅秀峰の場合 3年生 2,000円/1本 2年生 1,500円/1本 1年生 1,000円/1本 ・ 紅秀峰以外の場合 1,000円/1本

◆ 申請方法 お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にご連絡ください。

電話：0237-85-1769 (直通)

◆ 添付書類 ①見積書、②ほ場位置図、③植栽図

※ 交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりませんのでご注意ください。